

山梨県社会福祉審議会委員任命式・審議会次第

日 時 平成21年9月7日(月)
午後3時30分～

場 所 ベルクラシック甲府

1 任命式

- (1) 任命書交付
- (2) 知事あいさつ
- (3) 委員自己紹介
- (4) 関係職員紹介

2 審議会

- (1) 委員長選任
- (2) 委員長あいさつ
- (3) 議 事

【報告事項】

- ア 山梨県社会福祉審議会規程の改正について

【審議事項】

- ア 各専門分科会及び審査部会の編成について
- イ 各専門分科会長及び審査部会長の選出について
- ウ 委員長職務代理者の指名について

【事業説明】

- ア 健康長寿やまなしプランについて
- イ 児童家庭課の主要な事業について
- ウ 新やまなし障害者プランについて

【その他】

3 閉 会

山梨県社会福祉審議会委員名簿

任期:H21. 8. 1~H24. 7. 31

※五十音順敬称略

	氏名	役職名等
1	有井 結花	県PTA協議会 監事
2	飯島 純夫	山梨大学大学院(医学工学総合研究所) 教授
3	池田 政子	県立大学人間福祉学部教授
4	今沢 忠文	県市長会 会長(南アルプス市長)
5	岡野 みなみ	公募委員
6	金丸 松江	県保育協議会 副会長
7	川村 文彦	テレビ山梨 専務理事
8	橋田 雅春	県立甲府支援学校 校長
9	佐々木 秀夫	県リハビリテーション病院・施設協議会 会長
10	佐藤 英貴	県立あけぼの医療福祉センター 所長
11	佐藤 幸男	県きずな会 会長
12	篠原 豊明	県病院協会 会長
13	進藤 純世	県議会 教育厚生委員長
14	杉原 初男	県老人福祉施設協議会 会長
15	鈴木 孝子	県愛育連合会 会長
16	鷲見 よしみ	県介護支援専門員連絡協議会 会長
17	田草川 憲男	県栄養士会 会長
18	竹内 正直	県障害者福祉協会
19	手塚 司朗	県警察医会 副会長
20	戸田 知	県民生委員児童委員連絡協議会 会長
21	平井出 設子	認知症の人と家族の会山梨支部 代表
22	平林 弘光	県スポーツ少年団 副本部長
23	廣瀬 芳樹	甲州市立勝沼小学校 校長
24	藤巻 秀子	県看護協会 会長
25	古屋 栄和	県社会福祉協議会 会長
26	古屋 けさよ	北杜市立日野春小学校 校長
27	古屋 園子	県肢体不自由児者父母の会連合会 監事
28	古屋 徹	県眼科医会 副会長
29	保坂 真吾	山梨日日新聞社論説委員
30	保坂 久	県老人保健施設協議会 会長
31	前島 茂松	県社会福祉施設経営者協議会 会長
32	増山 敬祐	日本耳鼻咽喉科学会 県地方部会 会長
33	薬袋 健	県医師会 会長
34	望月 孝之	中央市立玉穂生涯学習館 館長
35	望月 敏子	(財)山梨県母子寡婦福祉連合会 副会長
36	望月 秀次郎	県町村会 会長(南部町長)
37	八巻 佐知子	弁護士(八巻法律事務所)
38	山口 勝弘	山梨英和大学 人間文化学部 教授
39	山下 滋夫	山梨大学 教育人間科学部 教授
40	山角 駿	県精神科病院協会 会長
41	米山 富子	県老人クラブ連合会 女性委員長
42	渡辺 富裕	県歯科医師会 副会長

座席表

(ベルクラシック甲府 2Fオリビア)

委員長席

- 米山富子 委員 ○
- 山角駿 委員 ○
- 山下滋夫 委員 ○
- 山口勝弘 委員 ○
- 八巻佐知子 委員 ○
- 望月秀次郎 委員 ○
- 望月敏子 委員 ○
- 望月孝之 委員 ○
- 前島茂松 委員 ○
- 保坂真吾 委員 ○
- 古屋園子 委員 ○
- 古屋けさよ 委員 ○
- 藤巻秀子 委員 ○
- 廣瀬芳樹 委員 ○
- 平林弘光 委員 ○
- 平井出設子 委員 ○

- 有井結花 委員
- 池田政子 委員
- 岡野みなみ 委員
- 金丸松江 委員
- 川村文彦 委員
- 橘田雅春 委員
- 佐々木秀夫 委員
- 佐藤幸男 委員
- 進藤純世 委員
- 杉原初男 委員
- 鈴木孝子 委員
- 鷺見よしみ 委員
- 田草川憲男 委員
- 竹内正直 委員
- 手塚司朗 委員
- 戸田知 委員

司会

- ○ ○ ○ ◎ ○ ○ ○ ○

大堀 清水 杉田 小沼 横内 清水 桐原 深尾 三枝
 課 課 次 沼 内 水 原 尾 枝
 長 長 長 長 事 事 長 長 長
 社教 児童 長寿 障害 総務

- ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

区分	民生専門分科会		障害者専門分科会		障害者審査部会		高専門分科会		児童福祉		養護母子審査部会		児童措置審査部会		健全育成審査部会	
	委員	分科	委員	分科	委員	分科	委員	分科	委員	分科	委員	分科	委員	分科	委員	分科
	今沢 忠文	佐藤 英貴	佐藤 英貴	飯島 純夫	有井 結花	池田 政子	池田 政子	池田 政子	有井 結花	池田 政子	池田 政子	岡野 みなみ	岡野 みなみ	有井 結花	有井 結花	有井 結花
	金丸 松江	篠原 豊明	篠原 豊明	今沢 忠文	池田 政子	金丸 松江	金丸 松江	金丸 松江	池田 政子	金丸 松江	金丸 松江	手塚 司朗	手塚 司朗	橋田 雅春	橋田 雅春	橋田 雅春
	進藤 純世	鷲見 よしみ	鷲見 よしみ	川村 文彦	岡野 みなみ	佐藤 幸男	佐藤 幸男	佐藤 幸男	岡野 みなみ	佐藤 幸男	佐藤 幸男	廣瀬 芳樹	廣瀬 芳樹	戸田 知	戸田 知	戸田 知
	鈴木 孝子	竹内 正直	竹内 正直	佐々木 秀夫	金丸 松江	鈴木 孝子	鈴木 孝子	鈴木 孝子	金丸 松江	鈴木 孝子	鈴木 孝子	八巻 佐知子	八巻 佐知子	平林 弘光	平林 弘光	平林 弘光
	戸田 知	藤巻 秀子	藤巻 秀子	杉原 初男	橋田 雅春	古屋 園子	古屋 園子	橋田 雅春	橋田 雅春	古屋 園子	古屋 園子	山口 勝弘	山口 勝弘	古屋 けさよ	古屋 けさよ	古屋 けさよ
	古屋 栄和	古屋 園子	古屋 園子	鷲見 よしみ	佐藤 幸男	望月 敏子	望月 敏子	佐藤 幸男	佐藤 幸男	望月 敏子	望月 敏子	山下 滋夫	山下 滋夫	保坂 真吾	保坂 真吾	保坂 真吾
	望月 秀次郎	古屋 徹	古屋 徹	田草川 憲男	鈴木 孝子	山口 勝弘	山口 勝弘	田草川 憲男	鈴木 孝子	山口 勝弘	山口 勝弘	山角 駿	山角 駿	望月 孝之	望月 孝之	望月 孝之
	米山 富子	前島 茂松	前島 茂松	戸田 知	手塚 司朗	手塚 司朗	手塚 司朗	戸田 知	手塚 司朗	手塚 司朗	手塚 司朗					
		増山 敬祐	増山 敬祐	平井出 設子	戸田 知	戸田 知	戸田 知	平井出 設子	戸田 知	戸田 知	戸田 知					
		葉袋 健	葉袋 健	藤巻 秀子	平林 弘光	平林 弘光	平林 弘光	藤巻 秀子	平林 弘光	平林 弘光	平林 弘光					
		山下 滋夫	山下 滋夫	古屋 栄和	廣瀬 芳樹	廣瀬 芳樹	廣瀬 芳樹	古屋 栄和	廣瀬 芳樹	廣瀬 芳樹	廣瀬 芳樹					
		山角 駿	山角 駿	保坂 久	古屋 けさよ	古屋 けさよ	古屋 けさよ	保坂 久	古屋 けさよ	古屋 けさよ	古屋 けさよ					
		渡辺 富裕	渡辺 富裕	前島 茂松	古屋 園子	古屋 園子	古屋 園子	前島 茂松	古屋 園子	古屋 園子	古屋 園子					
				葉袋 健	保坂 真吾	保坂 真吾	保坂 真吾	葉袋 健	保坂 真吾	保坂 真吾	保坂 真吾					
				望月 秀次郎	望月 孝之	望月 孝之	望月 孝之	望月 秀次郎	望月 孝之	望月 孝之	望月 孝之					
				米山 富子	望月 敏子	望月 敏子	望月 敏子	米山 富子	望月 敏子	望月 敏子	望月 敏子					
				渡辺 富裕	八巻 佐知子	八巻 佐知子	八巻 佐知子	渡辺 富裕	八巻 佐知子	八巻 佐知子	八巻 佐知子					
					山口 勝弘	山口 勝弘	山口 勝弘		山口 勝弘	山口 勝弘	山口 勝弘					
					山下 滋夫	山下 滋夫	山下 滋夫		山下 滋夫	山下 滋夫	山下 滋夫					
					山角 駿	山角 駿	山角 駿		山角 駿	山角 駿	山角 駿					
人数	8名	13名	7名	17名	20名	7名	7名	7名	7名	7名	7名	7名	7名	7名	7名	7名
調査審議事項	民生委員の適否に関する事項	身体障害者(児)の福祉に関する事項 知的障害者(児)の福祉に関する事項	身体障害者の障害程度、身体障害者手帳診断書作成医師、更生医療機関の指定等に関する事項	高齢者福祉に関する事項	児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項	里親の認定並びに母子・寡婦福祉資金の貸付の停止に関する事項	児童の措置、措置解除、措置変更に関する事項、被虐待児がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の検証及び必要な再発防止策、被虐待児童等虐待に対して児童が講じた措置の検証									

委員氏名

人数

調査審議事項

山梨県社会福祉審議会

・社会福祉に関する事項

設置根拠：社会福祉法第7条（必置）
委員数：50名以内（社会福祉法第12条）
任期：3年（山梨県附属機関の設置に関する条例）

民生委員審査専門分科会

・民生委員の適否に関する事項

福祉保健総務課

児童福祉専門分科会

・児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

児童家庭課

高齢者福祉専門分科会

・高齢者の福祉に関する事項

長寿社会課

障害者福祉専門分科会

・身体障害者(児)の福祉に関する事項
・知的障害者(児)の福祉に関する事項

障害福祉課

養護母子審査部会

・里親の認定
・母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付停止の審査

児童家庭課

児童措置審査部会

・児童の措置、措置解除、措置変更の審査
・児童虐待の検証
・被虐待児に対し県が講じた措置の検証

児童家庭課

健全育成審査部会

・有害図書類の審査
・有害刃物類、有害がん具類の審査
・有害広告物の内容変更、撤去措置の審査

社会教育課

障害者審査部会

・身体障害者手帳の非該当の審査
・身体障害者手帳の診断書作成医師の審査
・更生医療機関の指定の審査
・特別児童扶養手当等に係る審査請求又は異議申立てに係る障害者等級の審査

障害福祉課

○山梨県社会福祉審議会規程の一部改正について

山梨県社会福祉審議会規程新旧対照表

新	旧
<p>(審査部会の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>児童措置審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。</u></p> <p><u>(1) 児童若しくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときに当該措置を採ること</u></p> <p><u>(ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置若しくは同項第3号の児童の里親への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同条第2項の指定医療機関への委託の措置</u></p> <p><u>(イ) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置の解除し、停止し、又は他の措置に変更すること</u></p> <p><u>(2) 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づき、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること</u></p> <p><u>(3) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対し県が講じた措置</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和39年山梨県条例第43号)第5条第3項の規定による有害図書類の指定、<u>第5条の3第2項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定、第6条第3項の規定による有害興行の指定並びに第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長寿社会課において、児童福祉専門分科会、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県福祉保健部児童家庭課において、健全育成審査部会は山梨県教育庁社会教育課において処理する。</p>	<p>(審査部会の設置)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 <u>児童措置審査部会は、児童もしくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときは、委員長から付託を受けて当該措置を採ることについて調査審議する。</u></p> <p><u>(1) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置若しくは同項第3号の児童の里親への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同条第2項の指定医療機関への委託の措置</u></p> <p><u>(2) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置の解除し、停止し、又は他の措置に変更すること</u></p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例(昭和39年山梨県条例第43号)第5条第3項の規定による有害図書類の指定、<u>第5条の3第3項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定</u>並びに第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長寿社会課において、児童福祉専門分科会、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県福祉保健部児童家庭課において、健全育成審査部会は山梨県企画部青少年課において処理する。</p>

山 梨 県 社 会 福 祉 審 議 会 規 程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則（昭和60年山梨県規則第8号）第13条の規定に基づき、山梨県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会の設置)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門分科会を置き、専門分科会は、委員長から付託を受けて、同表の右欄に掲げる事項を調査審議する。

名 称	調 査 審 議 事 項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項
障害者福祉専門分科会	身体障害者（児）及び知的障害者（児）の福祉に関する事項
高齢者福祉専門分科会	高齢者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、妊産婦及び母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項

2 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第3条 障害者福祉専門分科会に障害者審査部会を置き、児童福祉専門分科会に養護母子審査部会、児童措置審査部会及び健全育成審査部会を置く。

2 障害者審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を申請する者の障害程度の審査
- (2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による身体障害者の診断書を作成する医師の指定に関する審査
- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による医療機関のうち、育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定に関する審査
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和38年法律第134号）第27条の規定による異議申立て及び第28条の規定による審査請求に係る障害等級の認定に関する審査

3 養護母子審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3の規定による里親の認定に関する審査
 - (2) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第12条の規定による母子福祉資金の貸付の停止及び第29条において準用する第12条の規定による寡婦福祉資金の貸付の停止に関する審査
- 4 児童措置審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。
- (1) 児童若しくはその保護者の意向が次の措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるときに当該措置をとること
 - (ア) 児童福祉法第27条第1項第1号の児童若しくはその保護者に対する訓戒若しくは誓約書の提出の措置、同項第2号の児童若しくはその保護者に対する児童福祉司等の職員による指導若しくは児童家庭支援センター等への指導の委託の措置若しくは同項第3号の児童の里親への委託若しくは乳児院等の施設への入所の措置又は同条第2項の指定医療機関への委託の措置
 - (イ) 児童福祉法第27条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項の措置を解除し、停止し、又は他の措置に変更すること

(2) 児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項の規定に基づく児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例について検証を行い、必要な再発防止策を検討すること

(3) 児童福祉法第33条の15第3項の規定に基づき、被措置児童等虐待に対して県が講じた措置

5 健全育成審査部会は、委員長から付託を受けて次の事項を調査審議する。

- (1) 児童福祉法第8条第7項の規定による芸能、出版物、がん具、遊戯等の推薦又は勧告に関する審査
- (2) 青少年保護育成のための環境浄化に関する条例（昭和39年山梨県条例第43号）第5条第3項の規定による有害図書類の指定、第5条の3第2項の規定による有害刃物類及び有害がん具類の指定、第6条第3項の規定による有害興行の指定並びに第7条第1項の規定による有害広告物の内容の変更又は撤去等の措置に関する審議

6 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、それぞれ障害者福祉専門分科会又は児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

7 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

8 部会長は、審査部会の事務を掌理する。

9 部会長に事故ある時は、あらかじめその指名する委員又は臨時委員がその職務を行う。

(会議)

第4条 審議会、専門分科会及び審査部会は、委員長が招集する。

2 委員長、専門分科会長及び部会長は、それぞれの会議の議長となる。

3 専門分科会及び審査部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

- 4 専門分科会及び審査部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長又は部会長の決するところによる。
- 5 審議会の審議内容は原則として公開とする。ただし、民生委員審査専門分科会及び審査部会の審議内容は非公開とする。

(決議)

第5条 民生委員審査専門分科会及び審査部会は、必要に応じ、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

- 2 専門分科会及び審査部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。この場合において、専門分科会長及び部会長は、その結果を委員長に報告するものとする。

(幹事)

第6条 各専門分科会に、幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、専門分科会長の名を受け、各専門分科会の会務を処理する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、山梨県福祉保健部福祉保健総務課において処理する。ただし、障害者福祉専門分科会及び障害者審査部会は山梨県福祉保健部障害福祉課において、高齢者福祉専門分科会は山梨県福祉保健部長寿社会課において、児童福祉専門分科会、養護母子審査部会及び児童措置審査部会は山梨県福祉保健部児童家庭課において、健全育成審査部会は山梨県教育庁社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、平成9年8月1日から施行する。

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年8月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年8月2日から施行する。ただし、第3条第2項第3号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

この規定は、平成21年4月1日から施行する。

「健康長寿やまなしプラン（平成21年度～平成23年度）」の概要

本県の高齢社会の現状

（高齢化の進展）

- ・高齢化率は、23.0%、4.3人に1人が高齢者（H12比 3.9ポイント増）
- ・75歳以上の後期高齢者割合は、51.3%（H12比 7.3ポイント増）

（在宅一人暮らし・認知症高齢者の増加）

- ・65歳以上高齢者に対する一人暮らし割合 13.0%（H12比 3.2ポイント増）
- ・認知症高齢者は、高齢者全体の6.8%

（介護保険サービス受給者数の増）

区分	12年度	19年度	増加率
居宅サービス	94,299	212,408	225 %
施設サービス	46,805	73,922	158 %

（保険給付費の増）

区分	12年度	19年度	増加率
居宅サービス	7,547	21,861	290 %
施設サービス	14,171	18,027	127 %

（健康寿命日本一）

順位	男性					女性				
	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳	65歳	70歳	75歳	80歳	85歳
1	長野	山梨	茨城	茨城						
2	山梨	長野	沖縄	沖縄	沖縄	茨城	茨城	茨城	山梨	山梨

基本理念

「ともに生き、ともに支える」という長寿やまなし県民憲章の趣旨を踏まえ、チャレンジ山梨行動計画で掲げる「暮らしやすさ日本一の県づくり」のために必要な具体的な施策を定め、「明るく活力あるやまなし」を構築していくことを目指す。

計画の趣旨

県政運営の基本方針である「チャレンジ山梨行動計画」に掲げる将来の高齢社会のあるべき姿を念頭に、高齢者に対する福祉サービスやその他の施策について、高齢者を取り巻く状況を把握・分析した結果を基に、目指すべき基本目標と取り組むべき施策を明らかにする。

基本目標

「やすらぎ・やまなし」の実現

施策の方向

安心して暮らせる
地域福祉の推進

県民の豊かな生活を
守る保健医療の充実

計画の性格

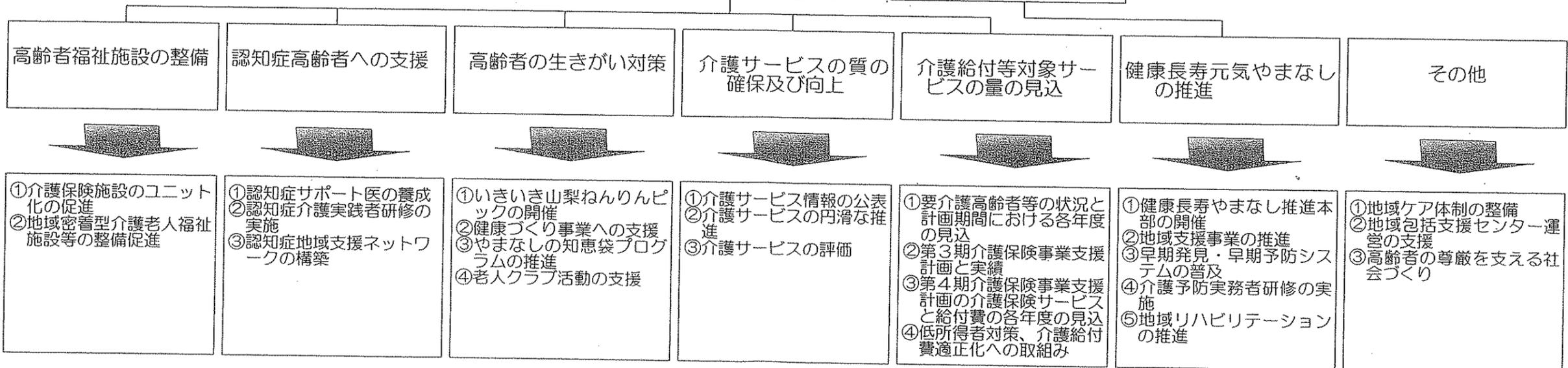
- ・老人福祉法と介護保険法に基づく法定計画。
- ・老人福祉計画及び介護保険事業支援計画を一体のものとした本県の高齢者福祉対策の総合的な指針。
- ・市町村が定める老人福祉計画及び介護保険事業計画の実現を県として支援するための計画。

高齢者福祉圏域

中北、峡東、峡南、富士・東部の4圏域とする。

計画の期間

平成21年度～平成23年度



児童家庭課の主要な業務

I 子育て支援対策

1 少子化の現状（山梨県）

	H01	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20
出生数	8,801	8,578	7,720	7,527	7,149	7,094	6,988	6,908
合計特殊出生率	山梨県 1.66	1.48	1.37	1.36	1.38	1.34	1.35	1.35
	全国 1.57	1.38	1.29	1.29	1.26	1.32	1.34	1.37

2 子育て支援プラン後期計画の策定

子育て家庭を応援し、子どもが心身ともに健やかに育まれるよう、子育て家庭のニーズを的確に把握しながら、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「やまなし子育て支援プラン」後期計画を策定する。

なお、本年度が前期計画の目標年度であることから、計画に掲げられた子育て対策に係る事業の着実な推進を図る。

3 子育て支援プラン後期計画策定スケジュール

上 期	下 期
○数値目標、実施年度の検討 ○計画案骨子の作成	○計画素案の作成 ○計画最終案作成 →○パブリックコメント →○公表
(子育て支援プラン推進協議会) 前期計画実施状況報告 後期計画骨子案審議	後期計画素案審議 後期計画最終案審議
(少子化対策推進本部) 後期計画骨子案審議	後期計画素案審議 後期計画策定

※ 前期計画 H17～H21の計画、後期計画 H22～H26の計画

II 要保護児童関係

1 児童虐待相談件数等の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	
相 談	児童相談所分	293	253	304	340	401
	市町村分(H17～)		302	329	242	243
	合 計	293	555	633	582	644
一時保護 の状況	実人員	187	160	219	224	171
	延人員	4,457	4,587	6,747	6,815	7,651

※市町村分の相談件数は、児童相談所へ送付した件数（重複件数）は除いている。

2 里親の登録数等

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
登録里親数（家庭）	100	96	108	109	112
里親委託児童数 A	47	53	62	66	71
措置児童全体数 B	285	304	290	307	327
里親委託率 A/B(%)	16.5	17.4	21.4	21.5	21.7

III ひとり親家庭、DV関係

1 ひとり親家庭の状況（平成20年ひとり親家庭母子世帯等実態調査）

ア 母子世帯 7,739世帯、父子世帯 1,093世帯、（寡婦 4,058人）

イ ひとり親となった原因 母子、父子世帯とも離婚が8割前後

ウ 世帯の収入 母子世帯 100万～200万円：39%、200万～300万円：24%
父子世帯 500万～1000万円：24%、200万～300万円：21%

2 DV関係

本県のDV相談件数等の推移

※ 女性相談所への相談件数

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
DV関係相談件数	327	198	221	486	618
一時保護件数	24	19	18	26	35

IV 生活保護関係

本県の生活保護数等の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
生活保護世帯数 世帯	2,613	2,675	2,782	2,915	3,048
生活保護者数 人	3,277	3,360	3,487	3,616	3,744
保 護 率 ‰	3.7	3.8	3.9	4.1	4.3

※保護件数は、各年度の年度平均数値

「新やまなし障害者プラン」(山梨県障害者計画・第2期山梨県障害福祉計画)の概要

プランの趣旨及び現状等

策定の趣旨 障害をもつ人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、地域で暮らすことや一層の社会参加意識の高まりなどを踏まえ、「新たなやまなし障害者プラン」の見直しを行い、「第2期山梨県障害福祉計画」と統合した「新やまなし障害者プラン」を策定する。

「新やまなし障害者プラン」として、県の障害者施策推進の基本的方向や、達成すべき障害福祉サービスの目標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図る。

- プランの位置付け**
- ① 障害者基本法第9条の2の規定に基づく県障害者計画
 - ② 障害者自立支援法第89条第1項の規定に基づく県障害福祉計画
 - ③ 県総合計画の福祉分野の部門計画である県福祉基本計画の障害者施策に関する個別計画
 - ④ 県条例の実施計画

プランの期間 平成21年度から平成23年度までの3年間

障害保健福祉圏域 福祉・保健・医療の連携をより一層図るとともに、地域の社会資源を有効に活用するため、二次医療圏及び高齢者保健福祉圏域と一致させることとし、現行の8圏域から4圏域へと圏域設定の見直しを行う

障害者を取り巻く環境の変化

- 平成16年 障害者基本法の改正
発達障害者支援法の制定
障害者雇用促進法の改正
障害者自立支援法の制定
- 平成17年 学校教育法等の改正
教育基本法の改正
バリアフリー新法の制定
障害者権利条約の採択
- 平成18年 障害者基本法の改正
発達障害者支援法の制定
障害者雇用促進法の改正
障害者自立支援法の制定

- 自己選択・自己決定の尊重
- 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化
- 障害福祉サービス体系の再編
- 地域生活移行や就労支援強化の一層の推進
- 多様化する新たな障害への対応
- 権利擁護の取り組み

現状と課題

- 入所施設利用者や精神科病院の入院患者及びその保護者に対して、将来の暮らしなどについての意向調査を実施
- 「将来違うところでの生活が良い」との回答が46.8%。そのうち約8割の人が自宅、グループホーム・ケアホーム・福祉ホームやアパートなど地域での生活を希望。
- 13の障害者関係団体、8圏域ごとの障害をもつ人や家族・関係者等との意見交換会を実施
- 県自立支援協議会での問題把握、課題検討

(主な課題)

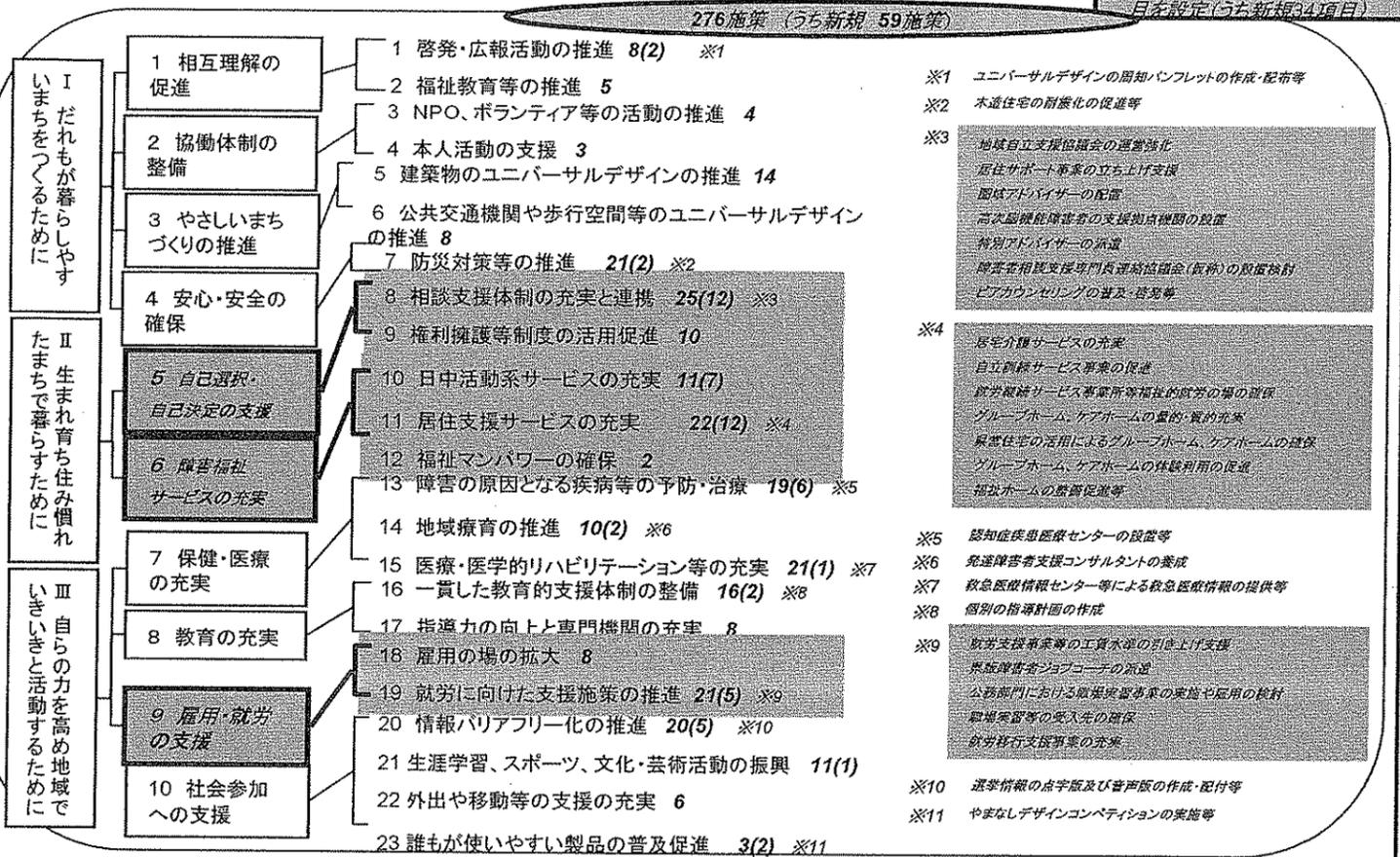
- 1 理解の促進** 障害や障害をもつ人に対する理解が不十分、啓発・交流・教育などを通じた更なる理解促進が必要
- 2 協働体制** 障害をもつ人の意見が行政施策に十分に反映できるシステムの構築を推進することが必要
- 3 生活環境** 安心して生活し、社会参加できるようにするため、ユニバーサルデザインによる生活環境の整備が必要
- 4 安心安全** 防災対策、防犯対策の一層の充実が必要
- 5 自己選択・自己決定の相談支援** 地域自立支援協議会を中核とした相談支援関係機関の連携強化と人材配置、当事者のエンパワメント向上のためのピアカウンセラーの育成など相談支援体制の充実が必要
- 6 サービスの充実** 障害をもつ人の重度・重複化や高齢化、地域生活を支えるサービス供給体制の充実が必要
地域移行を促進するための受け皿となるグループホームなどの生活の場の確保、公営住宅やアパート等への入居支援が必要
地域との交わりの中で安心して日中活動ができる体制の充実が必要
- 7 保健・医療** 精神科救急医療事業の充実とともに、精神障害をもつ人が地域で安心して生活できる体制の整備が必要
- 8 教育・療育** 多様化する障害への適切な対応、発達障害を含む特別支援教育の体制整備、教員の専門性の向上等を図ることが必要
- 9 雇用・就労** 地域で生活するため関係機関の連携強化による総合的な就労支援、事業主への啓発、福祉的就労の場の確保、職場実習や職場体験、県版ジョブコーチの充実などきめ細かな支援が必要
- 10 社会参加** ITを活用した情報活用能力の向上や外出時の移動支援、コミュニケーション支援などの充実が必要

プランの概要

目標 障害の有無にかかわらず、県民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現 (基本理念)

- 方針**
- 1 障害をもつ人の権利が保障される社会の構築
 - 2 個性が尊重され地域で自立した生活を送ることができる社会の実現
 - 3 ユニバーサルデザインによる生活環境の充実
- (基本方針)

数値目標
実効性を確保するため90項目を設定(うち新規34項目)



地域生活移行・就労支援等に関する数値目標及び指定障害福祉サービス等の見込量(第2期山梨県障害福祉計画)

- ・福祉施設入所者のうちグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数 **178人**
- ・退院可能精神障害者の退院目標数 **265人**
- ・福祉施設から一般就労へ移行する者の数 **57人**

指定障害福祉サービスの見込量(H23年度) 対H18年度比

訪問系サービス (居宅介護等)	914人・20,034時間/月	50%増
日中活動系サービス (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)	3,890人・66,982人日/月	60%増
居住系サービス (うちグループホーム、ケアホーム539人)	1,671人	85%増

今後見込まれる障害福祉サービス事業所の必要数

○市町村の障害福祉サービス見込量に基づき、圏域ごとに平成20年度の定員と比較し、必要と見込まれる事業所数を算出。

・日中活動の中北、峡東圏域についてはサービス見込量を充足しているため、新規事業所については、新たなニーズに対応する中で今後検討。

・施設入所については、地域移行の状況を踏まえ、圏域バランスを考慮し、真に必要な事業所について今後検討。

区分/圏域	中北	峡東	峡南	富士・東部	計	
日中活動	H20定員	1,911人	451人	188人	345人	—
	H23必要人員	1,821人	440人	298人	572人	—
共同生活	H20定員	253人	74人	10人	44人	—
	H23必要人員	280人	82人	67人	110人	—
施設入所	H20定員	806人	232人	100人	146人	—
	H23必要人員	574人	160人	142人	256人	—
	必要量	△232人	△72人	1箇所(42人)	2箇所(110人)	3箇所(152人)

(※1)定員23名(多機能型県内平均定員)を想定して事業所数を算出 (※2)定員5名(県内平均定員)を想定して事業所数を算出